長崎県福祉サービス第三者評価利用者調査について

第1 利用者調査の実施方法、対象者等について 次のとおりとする。

サービス種別	調査対象者(1)	調査対象数	実施方法
養護老人ホーム	利用者本人(2)		アンケート
		定員の1/	(4)
軽費老人ホーム	利用者本人(2)	2以上とす	アンケート
		る	(4)
特別養護老人ホーム	利用者本人(2)		アンケート
			(4)
乳児院	保護者	入所児童の	アンケート
		保護者の全	(5)
		数(3)	
母子生活支援施設	母親及び児童	母親及び小	アンケート
		学4年生以	(6)
		上の児童の	
		全数(3)	
児童養護施設		小学4年生	アンケート
情緒障害児短期治療施	入所児童	以上の入所	(6)
設		児童の全数	
児童自立支援施設		(3)	
保育所	保護者		アンケート
児童館	利用者本人及び保護		アンケート
	者		
障害者(児)施設・事	利用者本人(2)	定員の1/	アンケート
業		2以上とす	(4)
救護施設	利用者本人(2)	る	アンケート
			(4)
放課後児童クラブ	利用者本人及び保護 者		アンケート

1 調査対象者は、事業者の協力を得て無作為抽出して行う。

- 2 原則として、利用者本人に対する調査とするが、調査対象者の状況に応じて家族等に対して行うなど、柔軟に対応する。
- 3 実態に即し、無理のない範囲で実施する。
- 4 アンケート調査は、回答を直接評価機関が回収することにより行うが、調査対象者の状況に応じて、聞き取りを行う等、柔軟に対応する。
- 5 アンケート調査は、保護者への調査票の郵送等により実施する。調査票の回収は、 保護者が回収用封筒で評価機関に郵送するか、施設に設置された回収箱(評価機関が用 意)に投函することとし、回収用封筒は、施設がまとめて調査機関へ送付する。
- 6 母親や入所児童に対する調査票の配布、調査の目的や方法の説明、記入された調査票の回収は、評価機関が施設に依頼する。回収は、回収用封筒に調査票を入れ、施設に設置された回収箱(評価機関が用意)に投函することとし、施設がまとめて、評価機関へ送付する。
- 7 調査は、利用者の状況や留意事項について事業者から十分に説明を受けた上で、利用者のプライバシー保護に十分留意し実施するものとする。
- 8 調査の結果は、利用者個人が特定されないように留意し、「利用者の声、意見」として施設・事業者に伝えるものとする。

第2 アンケート様式について

別紙のとおりとする。但し、評価機関が独自に質問項目を追加することも可能とする。 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援 施設のアンケート様式については、全国共通の様式を用いる。

第3 アンケート結果公表様式について

別紙のとおりとする。

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援 施設のアンケート結果公表については、全国共通の集約を行う。